

# 指定工場の皆様へ

## 特定記録事務代行サービスについて

令和5年1月より特定記録事務代行サービスが始まります。

電子車検証、特定記録事務代行サービスを活用することにより、継続検査の有効期間を指定工場にて書き換えができることになることから運輸支局への来訪が不要となります。

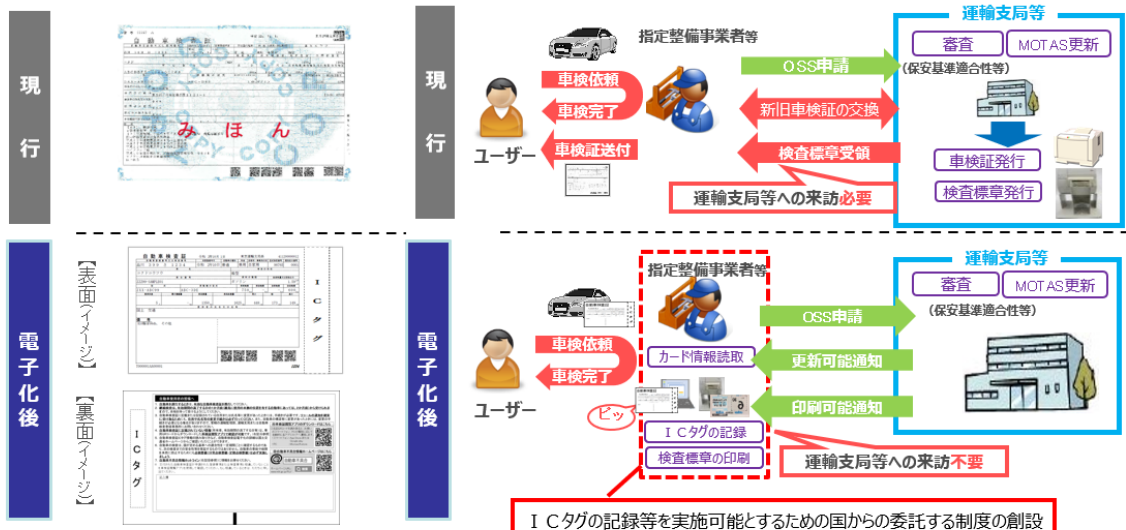
### 電子車検証・記録等事務委託制度



- ✓ 令和5年1月より、自動車検査証を電子化するとともに、継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務を運輸支局長等が一定の要件を備える者（指定整備事業者等）に委託する制度（記録等事務委託制度）を導入。
- ✓ これにより、継続検査等における運輸支局等への来訪が不要となり、オンラインで完結した申請を実現。

#### 1. 自動車検査証のICカード化

#### 2. ICタグの記録等事務の委託



※ 特定記録事務代行サービスを利用する場合はOSS申請が必須となります。  
OSSの申し込みがまだの指定工場は振興会へお申し込みをお願いいたします。